

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の概要  
(平成 27 年 3 月 30 日策定)

## 1. 具体計画の位置づけ

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「**南海トラフ地震防災対策推進基本計画**」に基づき、南海トラフ地震の発生時の**災害応急対策活動の具体的な内容**を定める計画
- 科学的に想定し得る最大規模の津波・地震（南海トラフ巨大地震）を想定して策定するもの。これよりも**被害規模が小さい場合においても柔軟に対処**できるよう、今後検討。

### 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（抜粋 具体計画関連）（平成26年3月28日中央防災会議決定）

#### 第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

- 南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。
- このため、国は、南海トラフ巨大地震を想定し、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）をあらかじめ作成し、これに基づき、国と地方公共団体等が一体的に的確な災害応急対策を実施するものとする。この具体計画は、実際の災害が事前の被害想定と異なる場合にも応用可能な柔軟性を持った計画とするものとする。

#### 第4節 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保

- 国は、発災直後に直ちに活動を開始できるよう、それぞれの応援部隊について、被害想定に基づく派遣規模その他の部隊の活動に関する事項を具体計画に定めておくものとする。
- また、国は、あらかじめ、全国からの救助・救急等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開することを目的とする緊急輸送ルートを設定し、具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確保するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する具体的な行動計画を定めておくものとする。

#### 第6節 膨大な傷病者等への医療活動

- 国は、発災後直ちに活動を開始できるよう、被害想定に基づき、緊急時の医療活動に関する計画を具体計画に定めておくものとする。

#### 第7節 物資の絶対的な不足への対応

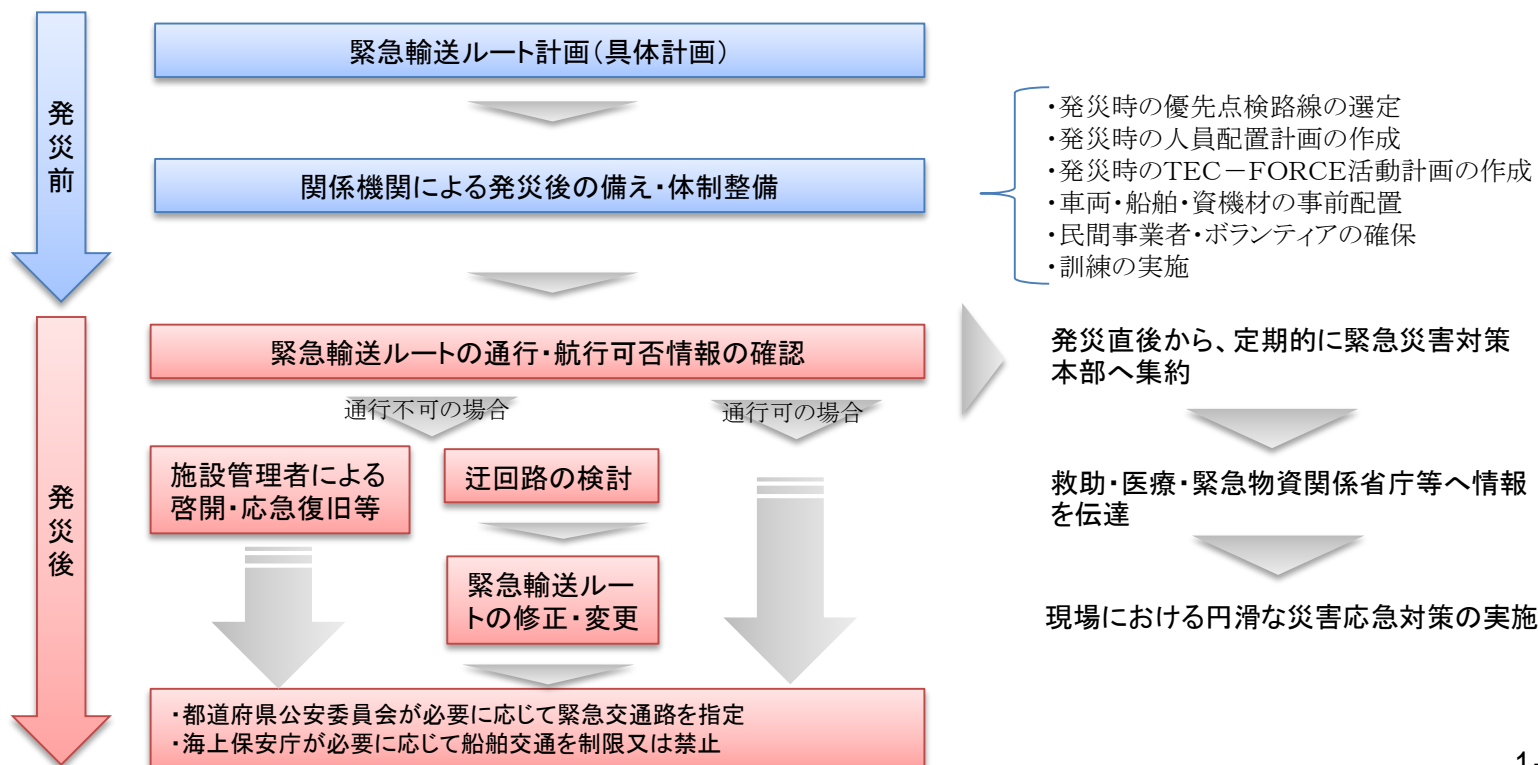
- 国は、発災後直ちに物資の調達・供給が行えるよう、国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルールのも明確化を図るとともに、被害想定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の物資について、調達主体、調達量、供給先広域物資拠点等を具体計画に定めておくものとする。

## 趣旨・概要

○緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、**あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めるもの。**

○これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、**通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションを一体的かつ効率的に実施**

【緊急輸送ルート計画と発災後の対応のフロー】



# 南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)

想定時間  
(※発災時間  
により変化す  
ることに留意)

**1日目**

**12h**

**24h**

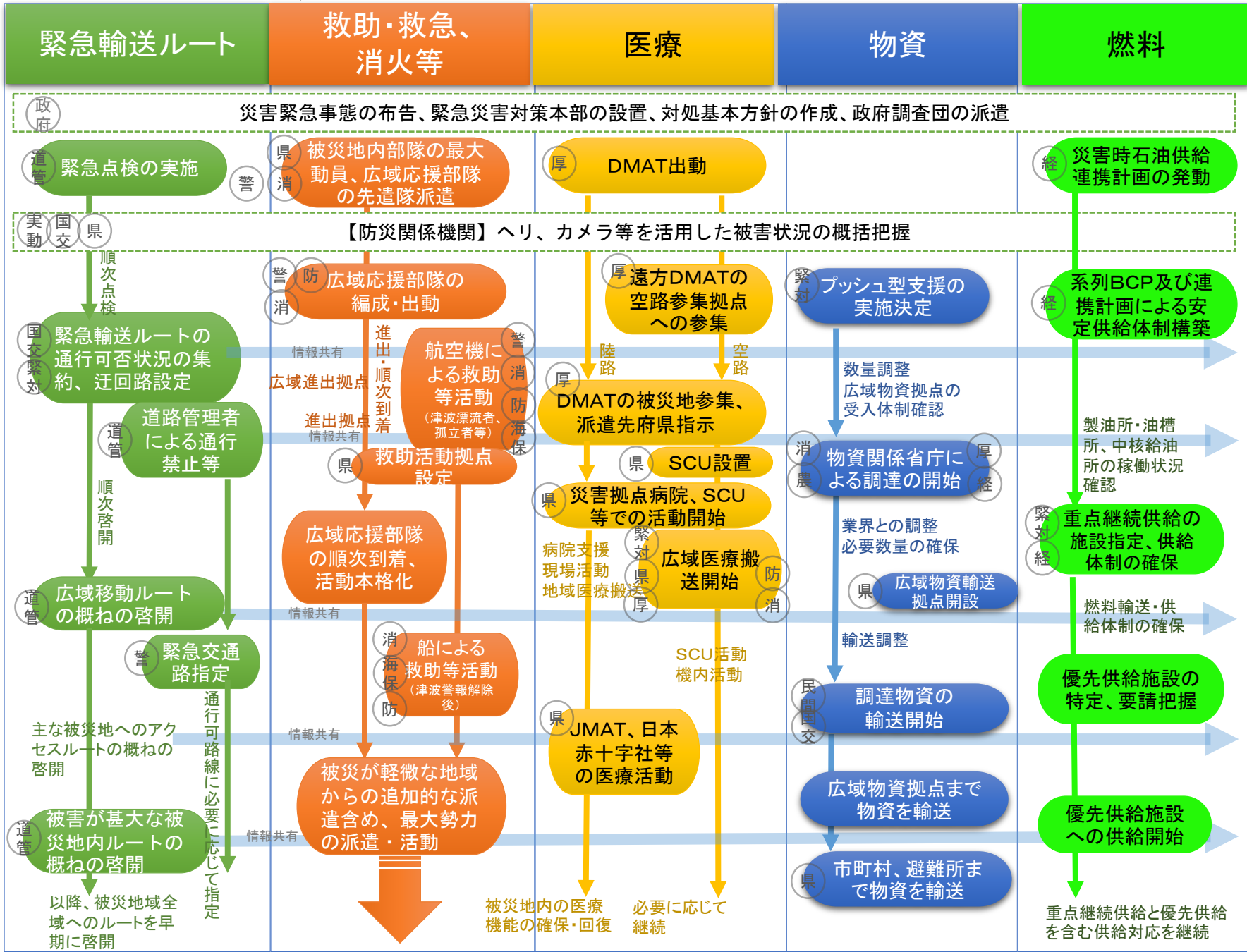
**2日目**

**48h**

**3日目**

**72h**

**4日目以降**

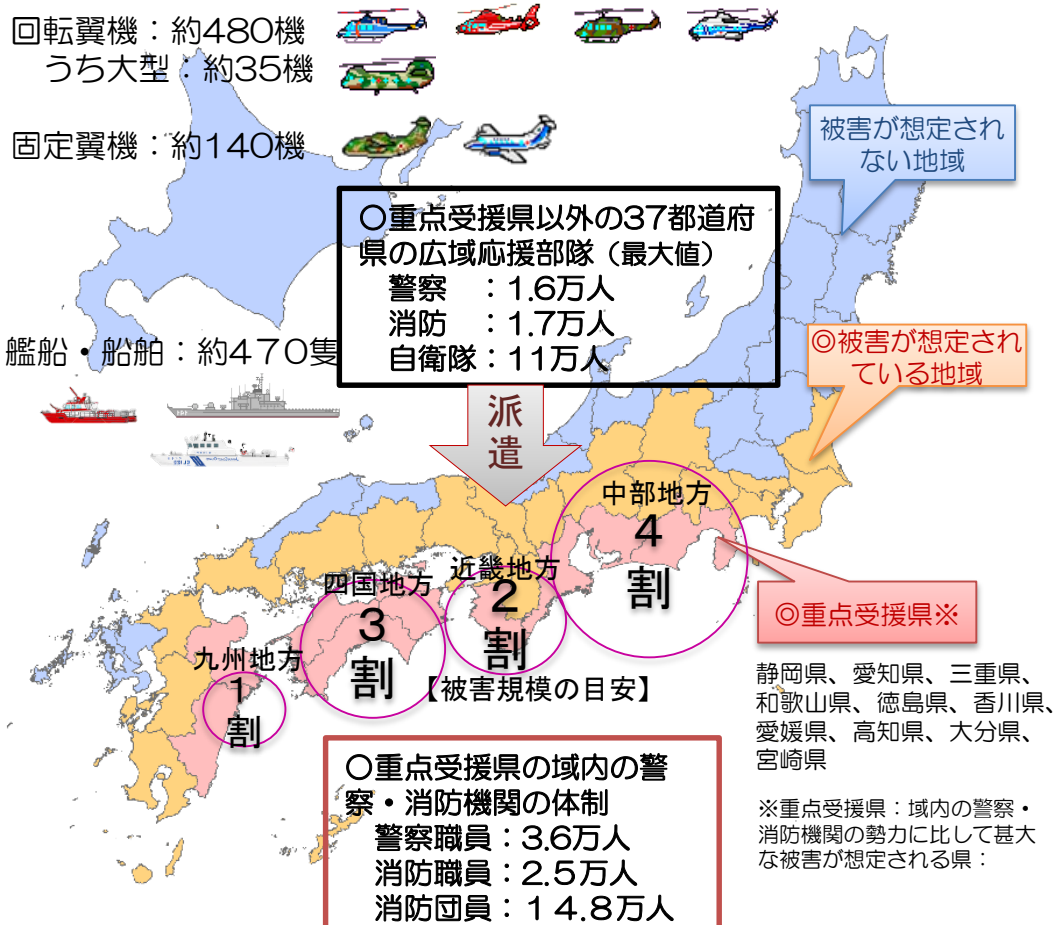


上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

## 趣旨・概要

○南海トラフ地震による甚大な被害に対して、**発災直後から、被災府県内の警察・消防は最大限の動員**にするとともに、被害が甚大な地域に対して、**全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣部隊**(以下「広域応援部隊」という。)を**可能な限り早かつ確に投入**するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めるもの。

### 【広域応援部隊の派遣・進出・活動手順のポイント】



○被害想定、情報収集を踏まえ、地域ごとの被害規模に応じて派遣先・規模を調整

○広域進出拠点(一次的な進出目標)、進出拠点(重点受援県への進出目標)に速やかに進出

※北海道、沖縄県からは、あらかじめ想定する区間の民間フェリーにて本州に迅速に移動

○被災地内での救助・消火活動

- ・陸路での交通途絶を想定し、空・海からの救助活動を行えるよう、ヘリポート(空路)、港湾・砂浜(海路)をあらかじめ明確化
- ・部隊間の円滑な調整の仕組み(各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等)を明確化



## 防災拠点の分類

- **広域進出拠点**：災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
  - **進出拠点**：広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
  - **救助活動拠点**：各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの
  - **広域物資輸送拠点**：国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの
  - **航空搬送拠点**：広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの
  - **海上輸送拠点**：人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの
- 以上のうち、**救助、医療、物資の機能を全て有する拠点のうち主要なものを「大規模な広域防災拠点」として明確化**

